

●問い合わせ

ごみの収集について	環境サービス課	☎22-2155
粗大ごみ受け付け	(専用ダイヤル)	☎22-2166
環境衛生について	環境管理課	☎38-2050
環境保全について	//	☎38-2051
ごみの焼却・処分		
リサイクル・パイプラインについて	環境施設課	☎32-5391

充電して繰り返して  
使えるタイプの電池

## 使用済み

# 充電式電池は リサイクルBOXへ!

芦屋市では右の図の場所に回収ボックスを設置しています。

### 充電式電池は「リサイクルマーク」が目印です!

充電式電池にもいろいろな種類があり、乾電池に似た形のものから1個以上の電池をプラスチックケースに入れた電池パックなど、形もいろいろです。見分け方は電池に表示された「リサイクルマーク」。このマークがついているものは、リサイクルボックスがおいてあるスーパーや電気店などに持っていきましょう。



ニカド電池

電圧が安定しているという特長と急速充電ができる経済的な電池です。



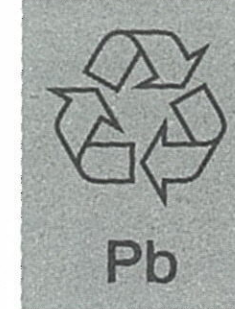
ニッケル水素電池

標準的なニカド電池と比較して約2倍の電気容量を充電できます。



リチウムイオン電池

小型軽量化、大容量化の技術革新が進み、モバイル機器の小型化に対応。



小型シール鉛蓄電池

ヘッドホンステレオ、ハンディクリーナー、コードレステレホン、ビデオカメラに使用されているものをリサイクルします。

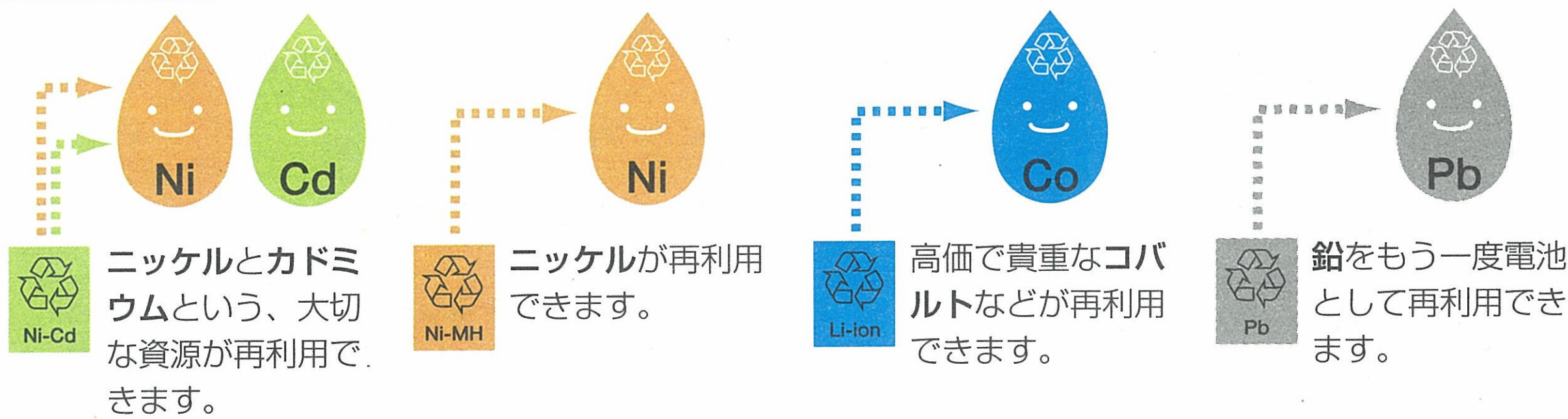
### 充電式電池 (ニカド電池類) 回収箱 設置場所



### 「リユース・フェスタ」-家具類の再利用- 無料

会場 芦屋市環境処理センター  
 品目 家具類 約100点 粗大ごみとして収集したものをそのまま活用した展示会です。  
 ※本の交換会を実施します。  
 開催日 6月21日(土)・22日(日)の2日間  
 時間 午前10時～午後3時(お昼休み 12時～12時45分)  
 申し込み 1世帯1品目の申し込みに限ります。  
 官製はがきを持参の上、希望の品物に申し込んでください。※重複・代理等の申し込みはできません。  
 抽選日 6月22日(日) 午後3時～  
 抽選結果ははがきで通知します。  
 引き取り日 6月27日(金)・28日(土)・29日(日)  
 午前10時～午後3時(お昼休み 12時～12時45分)  
 家具類の引き取りは自己負担で行ってください。  
 問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391・090-3991-7514

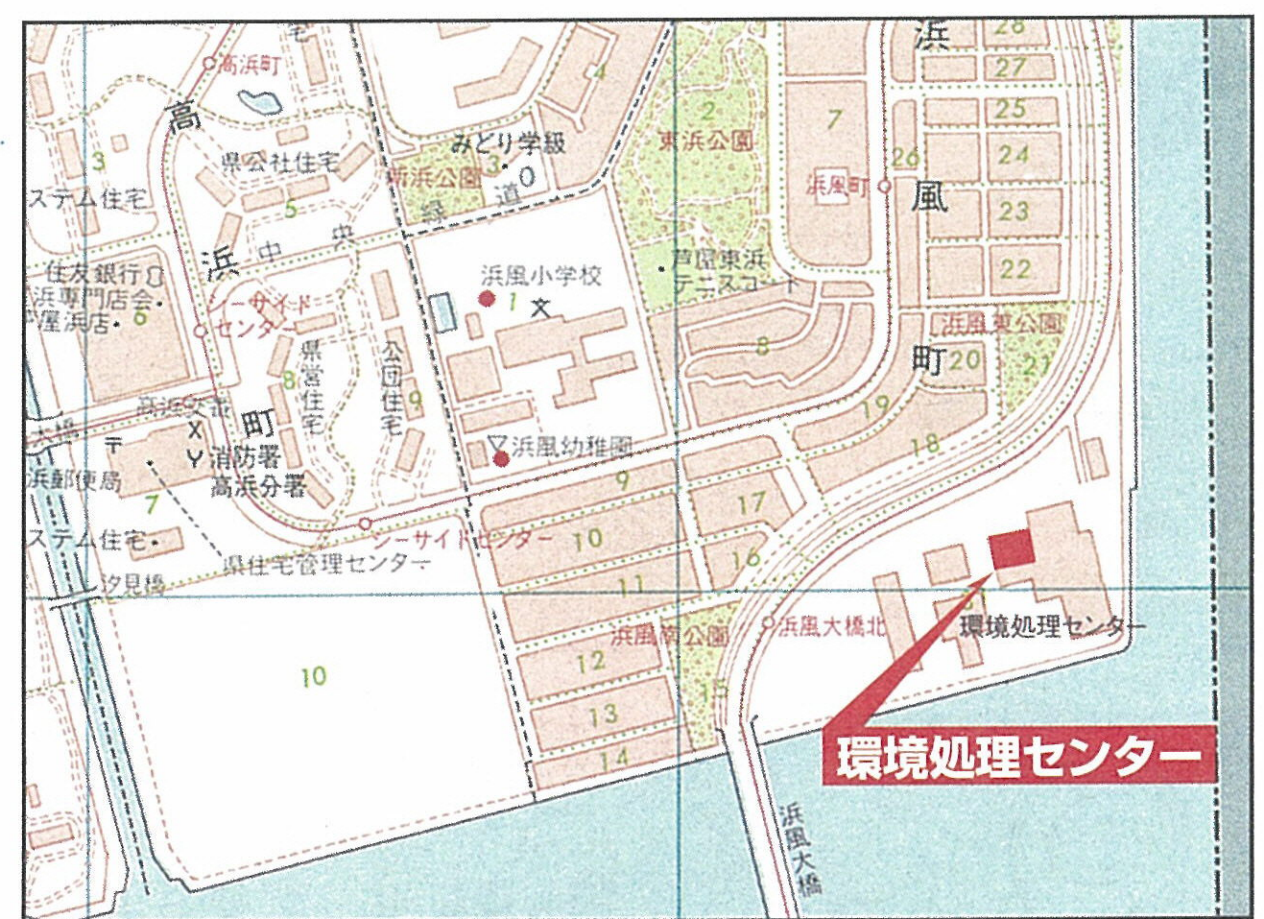
充電式電池は、繰り返し充電して使えるだけでなく、資源としてリサイクルできます。



詳しくは下記まで

社団法人 **電池工業会**  
 BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN  
 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8(機械振興会館)  
 小形二次電池再資源化推進センター TEL.03-3434-0261

詳しくはホームページをご覧ください  
<http://www.jbrc.com>



### 芦屋市環境処理センターの運転状況結果 (平成14年度) (運転状況および各種調査・測定を実施した結果をお知らせします。)

<b>1 焼却灰熱灼減量</b> 単位: % <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>年平均値</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>熱灼減量</td><td>2.13</td><td>10.00</td></tr> </table>		項目	年平均値	規制値	熱灼減量	2.13	10.00	<b>(2) 振動</b> 単位: dB <table border="1"> <tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">焼却炉運転中</th><th rowspan="2">敷地境界内における基準値</th></tr> <tr><th>境界内</th><th>境界外</th></tr> <tr><td>測定日</td><td colspan="2">H14.11.18~19</td><td>-</td></tr> <tr><td>昼間8時~19時</td><td>20</td><td>30</td><td>60</td></tr> <tr><td>夜間19時~翌8時</td><td>19</td><td>30</td><td>55</td></tr> </table>		区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値	境界内	境界外	測定日	H14.11.18~19		-	昼間8時~19時	20	30	60	夜間19時~翌8時	19	30	55	<b>3 大気環境調査</b> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>単位</th><th>打出浜小学校</th><th>高浜町9高層</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>-</td><td>H14.10.16~17</td><td>H15.2.19~20</td><td>H14.10.16~17</td><td>H15.2.19~20</td><td>(一日平均環境基準)</td></tr> <tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>ng/m<sup>3</sup></td><td>0.020</td><td>0.044</td><td>0.028</td><td>0.049</td><td>0.100</td></tr> <tr><td>二酸化硫黄</td><td>ppm</td><td>0.005</td><td>0.009</td><td>0.004</td><td>0.005</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>二酸化窒素</td><td>ppm</td><td>0.021</td><td>0.033</td><td>0.019</td><td>0.037</td><td>0.040~0.060</td></tr> <tr><td>一酸化窒素</td><td>ppm</td><td>0.007</td><td>0.021</td><td>0.005</td><td>0.020</td><td>-</td></tr> <tr><td>塩化水素</td><td>ppm</td><td>0.004</td><td>0.004</td><td>0.004</td><td>0.012</td><td>-</td></tr> </table>		区分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層	規制値	測定日	-	H14.10.16~17	H15.2.19~20	H14.10.16~17	H15.2.19~20	(一日平均環境基準)	浮遊粒子状物質	ng/m <sup>3</sup>	0.020	0.044	0.028	0.049	0.100	二酸化硫黄	ppm	0.005	0.009	0.004	0.005	0.040	二酸化窒素	ppm	0.021	0.033	0.019	0.037	0.040~0.060	一酸化窒素	ppm	0.007	0.021	0.005	0.020	-	塩化水素	ppm	0.004	0.004	0.004	0.012	-	<b>5 排ガス中のダイオキシン類</b> 単位:等価換算値 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>1号炉</th><th>2号炉</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>H14.5.10</td><td>H14.9.3</td><td>-</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類</td><td>0.000077</td><td>0.0032</td><td>1.00</td></tr> </table>		区分	1号炉	2号炉	規制値	測定日	H14.5.10	H14.9.3	-	ダイオキシン類	0.000077	0.0032	1.00
項目	年平均値	規制値																																																																																								
熱灼減量	2.13	10.00																																																																																								
区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値																																																																																							
	境界内	境界外																																																																																								
測定日	H14.11.18~19		-																																																																																							
昼間8時~19時	20	30	60																																																																																							
夜間19時~翌8時	19	30	55																																																																																							
区分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層	規制値																																																																																						
測定日	-	H14.10.16~17	H15.2.19~20	H14.10.16~17	H15.2.19~20	(一日平均環境基準)																																																																																				
浮遊粒子状物質	ng/m <sup>3</sup>	0.020	0.044	0.028	0.049	0.100																																																																																				
二酸化硫黄	ppm	0.005	0.009	0.004	0.005	0.040																																																																																				
二酸化窒素	ppm	0.021	0.033	0.019	0.037	0.040~0.060																																																																																				
一酸化窒素	ppm	0.007	0.021	0.005	0.020	-																																																																																				
塩化水素	ppm	0.004	0.004	0.004	0.012	-																																																																																				
区分	1号炉	2号炉	規制値																																																																																							
測定日	H14.5.10	H14.9.3	-																																																																																							
ダイオキシン類	0.000077	0.0032	1.00																																																																																							
<b>2 騒音・振動・臭気</b> <b>(1) 騒音</b> 単位: dB <table border="1"> <tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">焼却炉運転中</th><th rowspan="2">敷地境界内における基準値</th></tr> <tr><th>境界内</th><th>境界外</th></tr> <tr><td>測定日</td><td colspan="2">H14.11.18~19</td><td>-</td></tr> <tr><td>朝6時~8時</td><td>48</td><td>49</td><td>50</td></tr> <tr><td>昼8時~18時</td><td>52</td><td>53</td><td>60</td></tr> <tr><td>夕18時~22時</td><td>47</td><td>48</td><td>50</td></tr> <tr><td>夜22時~翌6時</td><td>41</td><td>43</td><td>45</td></tr> </table>		区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値	境界内	境界外	測定日	H14.11.18~19		-	朝6時~8時	48	49	50	昼8時~18時	52	53	60	夕18時~22時	47	48	50	夜22時~翌6時	41	43	45	<b>(3) 悪臭</b> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>環境処理センター敷地境界</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>H14.11.18</td></tr> <tr><td>悪臭物質濃度</td><td>すべて悪臭防止法基準内</td></tr> </table>		区分	環境処理センター敷地境界	測定日	H14.11.18	悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内	<b>6 焼却灰・バク灰中のダイオキシン類</b> 単位:等価換算値 ng-TEQ/g <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>焼却灰</th><th>バク灰</th><th>規制値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td colspan="2">H14.9.4</td><td>-</td></tr> <tr><td>ダイオキシン類</td><td>0.0037</td><td>0.21(※)</td><td>3</td></tr> </table> <p>※バク灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。</p>		区分	焼却灰	バク灰	規制値	測定日	H14.9.4		-	ダイオキシン類	0.0037	0.21(※)	3																																									
区分	焼却炉運転中		敷地境界内における基準値																																																																																							
	境界内	境界外																																																																																								
測定日	H14.11.18~19		-																																																																																							
朝6時~8時	48	49	50																																																																																							
昼8時~18時	52	53	60																																																																																							
夕18時~22時	47	48	50																																																																																							
夜22時~翌6時	41	43	45																																																																																							
区分	環境処理センター敷地境界																																																																																									
測定日	H14.11.18																																																																																									
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内																																																																																									
区分	焼却灰	バク灰	規制値																																																																																							
測定日	H14.9.4		-																																																																																							
ダイオキシン類	0.0037	0.21(※)	3																																																																																							
<b>4 排出ガスの排出濃度</b> <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>単位</th><th colspan="3">1号炉</th><th colspan="3">2号炉</th><th>基準値</th></tr> <tr><td>測定日</td><td>-</td><td>H14.5.10</td><td>H14.11.15</td><td>H15.3.31</td><td>H14.7.10</td><td>H14.9.3</td><td>H15.1.20</td><td>-</td></tr> <tr><td>ばいじん</td><td>g/m<sup>3</sup></td><td>0.002</td><td>&lt;0.001</td><td>0.001</td><td>0.002</td><td>&lt;0.001</td><td>&lt;0.001</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>硫酸酸化物</td><td>ppm</td><td>2</td><td>&lt;1</td><td>1.5</td><td>&lt;1</td><td>&lt;1</td><td>&lt;1</td><td>20</td></tr> <tr><td>窒素酸化物</td><td>ppm</td><td>39</td><td>30</td><td>35</td><td>45</td><td>29</td><td>21</td><td>60</td></tr> <tr><td>塩化水素</td><td>ppm</td><td>20</td><td>23</td><td>20</td><td>14</td><td>18</td><td>19</td><td>25</td></tr> </table>		区分	単位	1号炉			2号炉			基準値	測定日	-	H14.5.10	H14.11.15	H15.3.31	H14.7.10	H14.9.3	H15.1.20	-	ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.002	<0.001	0.001	0.002	<0.001	<0.001	0.02	硫酸酸化物	ppm	2	<1	1.5	<1	<1	<1	20	窒素酸化物	ppm	39	30	35	45	29	21	60	塩化水素	ppm	20	23	20	14	18	19	25	<b>問い合わせ:</b> <b>環境施設課 ☎32-5391</b>																																		
区分	単位	1号炉			2号炉			基準値																																																																																		
測定日	-	H14.5.10	H14.11.15	H15.3.31	H14.7.10	H14.9.3	H15.1.20	-																																																																																		
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.002	<0.001	0.001	0.002	<0.001	<0.001	0.02																																																																																		
硫酸酸化物	ppm	2	<1	1.5	<1	<1	<1	20																																																																																		
窒素酸化物	ppm	39	30	35	45	29	21	60																																																																																		
塩化水素	ppm	20	23	20	14	18	19	25																																																																																		



# ●●● 不法投棄をなくし、ルールを守りましょう ●●●

芦屋市は他市にくらべて不法投棄が少ないようですが、それでも悪質な不法投棄も見うけられます。市では警察等にも協力いただきながら2週間から4週間程度の時間をかけて、不法投棄について原因者を捜しルールを守るよう啓発する努力をしています。



粗大ごみ等が不法投棄されています。市外に転出した人と思われ、調査のうえ、引きとってもらいました。



現在最も悪質な不法投棄です。「汁のなかに野菜、麺類、ごはん類等」が混ざって入っています。



不燃ごみを出す週を間違えています。「イエローカード」を貼って、一旦持って帰っていただきました。



粗大ごみの不法投棄は、ごみステーション以外にも放置されています。

芦屋市では、限りある資源の有効活用のため、ごみの分別収集をしています。ルール違反のごみに『イエローカード』『ブルーカード』を貼付するという取り組みを行っています。このカードを貼付された場合、ごみを出された方は一度ごみを持ち帰り、再度決められたルールで出してください。

## イエローカード

このごみは収集できません  
一度持ち帰って下さい

月 日

□収集日がちがいます。

- ・ビン (第3週)
- ・カン (第2週、第4週)
- ・ペットボトル (第3週)
- ・その他不燃ごみ (第1週、第5週)
- ・可燃ごみ (週3回指定日)
- ・粗大ごみ (有料予約制)

の日にしてください。

問い合わせ先  
ごみ収集関係 環境サービス課 22-2155  
リサイクル関係 環境施設課 32-5391  
粗大ごみ関係 粗大ごみ受付係 22-2166

## ブルーカード

このごみは収集できません

月 日

□ビンとペットボトルは、別々の袋に入れて出してください。

□分別収集にご協力ください。

□その他

問い合わせ先  
ごみ収集関係 環境サービス課 22-2155  
リサイクル関係 環境施設課 32-5391

不用品でない物品などは、ごみステーションの近くに置かないでください。

## ……ごみは5分別して出しましょう……

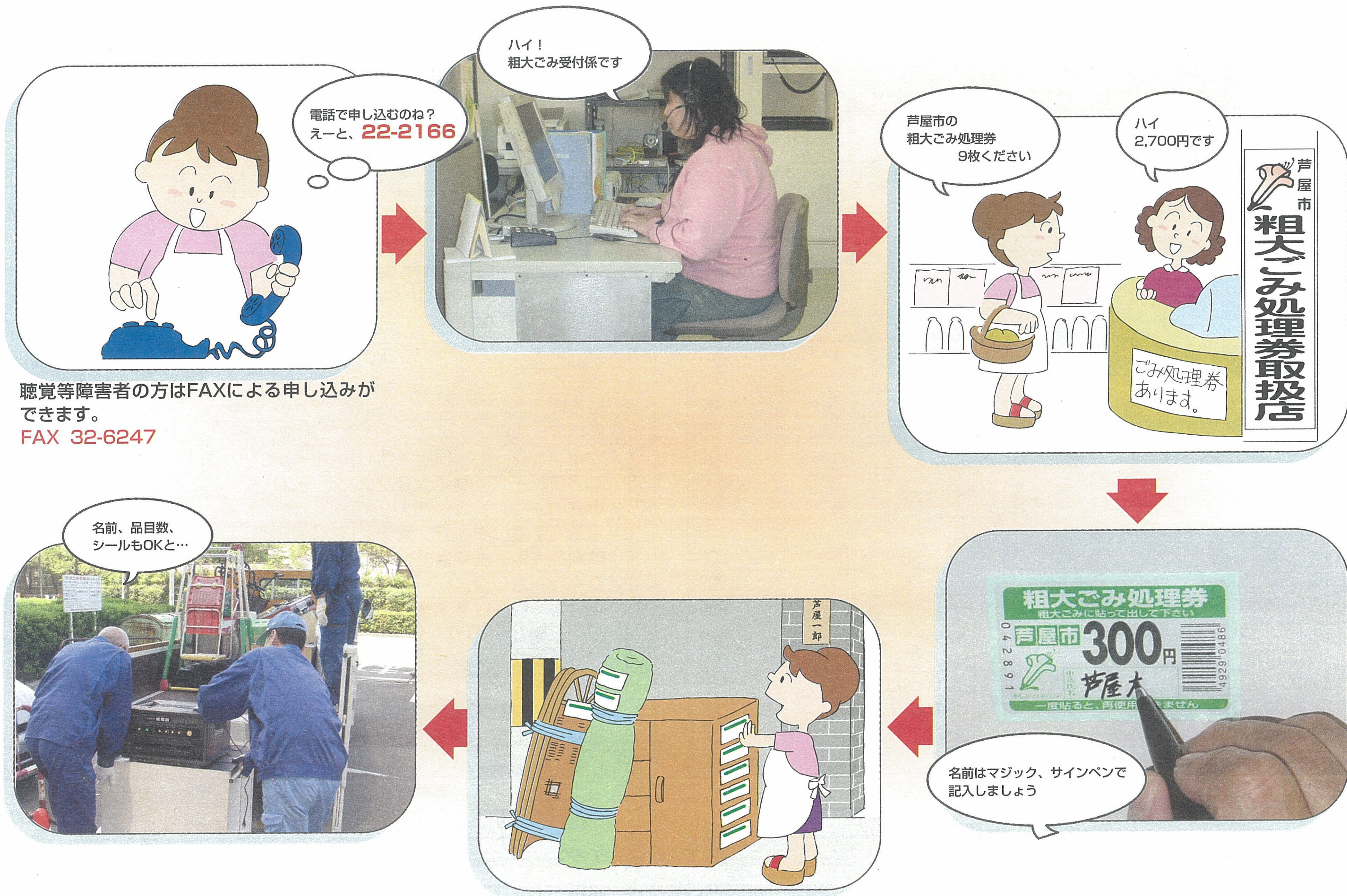
燃えるごみ	不燃ごみ			粗大ごみ
	カンの日	ビン・ペットボトルの日	その他不燃ごみの日	
<p>生ごみ類 革製品 紙くず類 プラスチック類 木くず類 布類</p> <p>[紙おむつは汚物を除いてから出してください]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ類は、水をよくきってください。</li> <li>●木くず類は、長さ50cm以内直径10cm以内に切ってから出してください。</li> <li>●新聞、雑誌、ダンボール、ポロ布類などの資源ごみは、地域の集団回収に出してください。</li> <li>●牛乳パックは、回収箱または地域の集団回収に出してください。</li> </ul>	<p>鉄缶・アルミ缶類 ジュース缶 (ビール缶・缶詰) など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中身を出し、水洗いしてから出してください。</li> <li>●空き缶などの資源ごみは、地域の集団回収に出してください。</li> </ul>	<p>(ジュースのビン) (調味料のビン) など</p> <p>PET</p> <p>(飲料用、酒類用、しょうゆ用などの) ペットボトル</p> <p>※ビンとペットボトルは別々の袋に入れて、分けて出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●栓やふたなどは、必ず取ってから出してください。</li> <li>●中身を出し、水洗いしてから出してください。</li> <li>●ビールビンや一升びんは、販売店へ返してください。</li> </ul>	<p>ガラス類…電球・ガラス・鏡・コップなど 鉄 類…なべ・フライパン・やかん・スプレー缶など 陶器類…茶わん・植木鉢・せともの類など その他…カミソリなど</p> <p>乾電池類(ニカド電池をのぞく) [中身の見える別袋に入れて出してください]</p> <p>スプレー式容器 [整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベなどは中身を使い切ってから風とおしのおい場所穴をあけ、袋に入れてください]</p> <p>ガラス・せともの (割れたものを含む) [厚紙などで包んで、袋に入れてください]</p>	<p>粗大ごみは事前申し込み制による収集方式です</p> <p>●収 集 手 数 料 一品目につき300円~2,400円(300円単位)</p> <p>申し込み 粗大ごみ受付 ☎22-2166へ予約 土曜日、日曜日を除く毎日 朝9時~午後4時 (昼休み12時~12時45分を除く)</p> <p>出し方 一枚300円のシール(粗大ごみ処理券)を必要枚数購入し、氏名欄に氏名を記入のうえ、粗大ごみに貼り、自宅の前で収集車が横付け出来る所まで運び出してください。</p> <p>除外品目 タイヤ・バッテリー・危険物等、収集除外品は取り扱いしません。(家電4品目は別途扱いとなります。)</p> <p>収 集 日 予約日に収集します。収集時の立会いは不要です。</p>



# 粗大ごみ

## 収集までの流れ

平成13年10月から、粗大ごみの収集・処理の事前予約・有料制がスタートしましたが、「粗大ごみに該当するかどうか」という問い合わせが多数寄せられていますので、今回の特集号では、平成15年7月1日からの改正にあわせて、粗大ごみについて「収集の流れ」をわかりやすく説明いたします。



聴覚等障害者の方はFAXによる申し込みができます。  
FAX 32-6247

## 引っ越しごみは一括して収集します

引っ越し等では、粗大ごみだけを分けて出す時間がない場合が多くあります。このような場合に対応するため、「一時多量ごみ」として一括して収集する方式を設けました。なお、粗大ごみとして分けて出すこともできます。

引っ越しにかぎらず「一時多量」にごみを出される場合は、環境サービス課（電話22-2155）へ少し早めに、電話による予約申込みをお願いします。

なお、葉刈りにつきましては「植木の剪定」として従来どおりの料金で収集いたします。樹木は、長さ50cm以内、直径10cm以内に切ってから出してください。枯葉などの葉っぱは、よく土をはらいビニール袋に入れて出してください。

**収集時には、ごみを出された方に立ち会っていただくこととなりますので、当日午前8時頃、収集の時間を確認させていただきます。**

### 一時多量ごみ

ごみ量 (2トン車)	金額
1台分	12,000円
2 / 3台分まで	8,000円
1 / 3台分まで	4,000円

### 植木の剪定ごみ

ごみ量 (2トン車)	金額
1台分	5,000円
2 / 3台分まで	3,000円
1 / 3台分まで	1,500円



粗大ごみは、**破碎を要しないもの(木切れ等)**は一辺が50cm以上のもので、**破碎を要するもの(電器機具類は殆ど該当)**は、一辺が30cm以上のものです。下記の品目がないものは高さ・幅・長さ・重さ等を勘案して、類似品目にあてはめた手数料が必要になります。

46	ベビーだんす	600
47	洋服だんす・特大(高さ150cm以上で幅100cm以上)	2100
48	洋服だんす・大(高さ150cm以上で幅100cm未満)	1800
49	洋服だんす・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1200
50	洋服だんす・小(高さ及び幅が90cm未満)	900
51	和だんす・大(高さ又は幅が150cm以上)	1800
52	和だんす・中(高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1200
53	和だんす・小(高さ及び幅が90cm未満)	900

## (6) 建具・敷物類

番号	品目	金額
1	アコーディオンカーテン	600
2	雨戸、網戸	300
3	ウッドカーペット・大(8畳以上)	1200
4	ウッドカーペット・中(3畳以上8畳未満)	900
5	ウッドカーペット・小(3畳未満)	600
6	カーテンレール	300
7	敷物・大(8畳以上)	900
8	敷物・中(3畳以上8畳未満)	600
9	敷物・小(3畳未満)	300
10	人工芝・特大(長さ9m以上)	1200
11	人工芝・大(長さ9m未満)	900
12	人工芝・中(60cm角以上)	600
13	人工芝・小(30cm角以上60cm未満)	300
14	すだれ(2本まで)	300
15	すのこ	300
16	洗面化粧台	900
17	藤の敷物・大(8畳以上)	900
18	藤の敷物・中(3畳以上8畳未満)	600
19	藤の敷物・小(3畳未満)	300
20	びょうぶ、ついたて・大(高さ又は幅が100cm以上)	600
21	びょうぶ、ついたて・小(高さ及び幅が100cm未満)	300
22	ブラインド、ロールカーテン	300
23	よしず	300

## (7) 寝具類

番号	品目	金額
1	簡易ベッド・大	600
2	簡易ベッド・小、ボンボンベッド	300
3	座布団(5枚まで)	300
4	敷布団用マットレス	300
5	電動式ベッド(マットレスを除く)	2400
6	布団、毛布(3枚まで、混合可)	300
7	ベッド・大(セミダブル以上)	1800
8	ベッド・大(セミダブル以上で解体済みのもの)、二段ベッド	1500
9	ベッド・小(シングル)、ソファベッド	1200
10	ベッド・小(シングルで解体済みのもの)	900
11	ベッドマットレス・大(セミダブル以上)	900
12	ベッドマットレス・小(シングル)	600
13	ベビーベッド	600

## (8) 乗物類

番号	品目	金額
1	キャリーケース、台車	300
2	車いす	600
3	車いす(電動式)	2100
4	原動機付自転車(排気量50cc以下)	2400
5	三輪自転車(大人用)	900
6	三輪車、一輪車、乗用おもちゃ	300
7	自転車(電動式)	1200
8	自転車・大(17インチ以上)	600
9	自転車・小(幼児用、折りたたみ式、16インチ以下)	300
10	ベビーカー、手押し車、買い物車(ショッピングカート)	300

## 問い合わせは、

## 粗大ごみの受付センター(電話22-2166)へ

## (9) 台所用品類

番号	品目	金額
1	ガスオープン、ガスレンジ	600
2	ガスコンロ・ガステーブルコンロ(2口以上)	300
3	ガス台、レンジ台・大(高さ又は幅が150cm以上)	900
4	ガス台、レンジ台・中(高さ又は幅が100cm以上150cm未満)	600
5	ガス台、レンジ台・小(高さ及び幅が100cm未満)	300
6	キッチンカウンター	900
7	ごみペール	300
8	米びつ	300
9	米びつ付収納庫・大(高さ又は幅が100cm以上)	600
10	米びつ付収納庫・小(高さ及び幅が100cm未満)	300
11	中華なべ(直径30cm以上)	300
12	調理台、流し台、レンジラック	900
13	レンジフード	300
14	ワゴン	300

## (10) 趣味用品・その他

番号	品目	金額
1	アイロン台	300
2	編み機	300
3	アンテナ(パラボナアンテナを含む)	300
4	衣類乾燥機の台	900
5	植木棚	300
6	植木鉢、火鉢	300
7	ウォシュレット(便座を含む)、ポータブルトイレ	300
8	エアロバイク(サイクリングマシン)	900
9	脚立	300
10	金庫(手提げタイプ・耐火式以外)	300
11	草刈機(電動式又はエンジン付き)、芝刈機	600
12	クーラーボックス	300
13	車のキャリア(2本まで)	600
14	ゲーム機(幅又は長さが30cm以上)	300
15	健康器具(ステッパー・金魚運動器具)	300
16	剣道具一式	600
17	碁盤・将棋盤・大(厚さ20cm以上)	900
18	碁盤・将棋盤・中(厚さ10cm以上20cm未満)	600
19	碁盤・将棋盤・小(厚さ4.5cm以上10cm未満)	300
20	ゴルフクラブ(10本まで)、ゴルフバック	300
21	ゴルフセット(ゴルフ用品一式)	600
22	サーフボード	600
23	水槽・大(高さ、幅又は長さが100cm以上)	600
24	水槽・小(高さ、幅及び長さが100cm未満)	300
25	スキー板(ストック付き)、スノーボード	300
26	スコップ、高枝バサミ	300
27	スーツケース(旅行用トランク)	300
28	すべり台	300
29	体重計(ヘルスメーター)	300
30	卓球台	2100
31	チャイルドシート	300
32	テニスラケット	300
33	鳥かご	300
34	バーベキューコンロ	300
35	バーベキューテーブルセット	300
36	8ミリ映写機	600
37	ビーチパラソル	300
38	ぶら下がり健康機、エアウォーカー	900
39	フラワースタンド	600
40	ぶらんこ	600
41	風呂のふた	300
42	ペット小屋・大(高さ、幅又は長さが100cm以上)	900
43	ペット小屋・中(高さ、幅又は長さが50cm以上100cm未満)	600
44	ペット小屋・小(高さ、幅及び長さが50cm未満)	300
45	ベビーバス、ベビーバスケット	300
46	歩行補助具	300
47	物置・大(1畳以上3畳未満で解体済みのもの)	900
48	物置・小(1畳未満で解体済みのもの)	600
49	物干竿、物干台	300
50	ランニングマシン(ルームランナー)	900



# 粗大ごみの処理手数料が一部改正されました

7月1日申し込み分から、下記の粗大ごみ手数料が適用されます。従来のものに比べて、品目数を大幅に増やして市民の皆さんにわかりやすいようにいたしました。この品目表を保管して、粗大ごみを申し込む時に活用しましょう。

## (1) 家庭電化製品類

番号	品目	金額
1	あんま機 (マッサージチェア)	1500
2	衣類乾燥機	900
3	オーブン	600
4	オーブントースター	300
5	温冷機 (冷蔵庫型)	600
6	吸入器	300
7	クッキングカッター、ミキサー (ジューサーミキサー)	300
8	コーヒーメーカー (高さ30cm以上)	600
9	魚焼器	300
10	浄水器	300
11	照明器具・大 (高さ、幅又は長さが100cm以上)	600
12	照明器具・小 (高さ、幅及び長さが100cm未満)	300
13	食器洗浄機	900
14	食器乾燥機	300
15	炊飯器 (4合炊き以上)、電気もちつき機	300
16	ズボンプレス	300
17	掃除機	300
18	電気あんか	300
19	電子レンジ	600
20	パン焼機 (ホームベーカリー)	300
21	BSチューナー	300
22	ビデオデッキ	300
23	布団乾燥機	300
24	ポット (3リットルを超えるもの)	300
25	ホットプレート	300
26	ミシン (卓上式)	300
27	ミシン (卓上式以外)	900
28	湯沸かし器 (家庭用)	300
29	冷凍庫 (150リットル未満)	2400

## (2) 冷暖房機器類

番号	品目	金額
1	ウインドファン (冷却装置のないもの)	600
2	オイルヒーター	600
3	温風機 (温風扇)、冷風機 (冷風扇)	600
4	除湿機、加湿器、空気清浄器	300
5	ストーブ・大 (高さ、幅又は長さが60cm以上)	900
6	ストーブ・中 (高さ、幅又は長さが40cm以上60cm未満)	600
7	ストーブ・小 (高さ、幅及び長さが40cm未満)	300
8	扇風機、換気扇	300
9	電気カーペット・大 (8畳以上)	1200
10	電気カーペット・中 (3畳以上8畳未満)	900
11	電気カーペット・小 (3畳未満)	600
12	電気こたつ・大 (幅又は長さが120cm以上)	900
13	電気こたつ・中 (幅又は長さが80cm以上120cm未満)	600
14	電気こたつ・小 (幅及び長さが80cm未満)	300
15	電気こたつ天板	300
16	ファンヒーター・大 (高さ、幅又は長さが60cm以上)	1200
17	ファンヒーター・中 (高さ、幅又は長さが40cm以上60cm未満)	900
18	ファンヒーター・小 (高さ、幅及び長さが40cm未満)	600

## (3) OA機器・事務機器類

番号	品目	金額
1	コピー機・大 (高さ50cm以上)	2400
2	コピー機・中 (高さ20cm以上50cm未満)	1200
3	コピー機・小 (高さ20cm未満)	300
4	シュレッダー (家庭用)	300
5	パーソナルコンピュータセット (デスクトップ型セット)	1200
6	パーソナルコンピュータ (ディスプレイ)	900
7	パーソナルコンピュータ (キーボード)	300
8	パーソナルコンピュータ (本体)	300
9	パーソナルコンピュータ (ノート型)	300
10	プリンター、スキャナー、ファクシミリ	300
11	ワードプロセッサ	300

## (4) 音響機器・楽器類

番号	品目	金額
1	アンプ	300
2	エレクトーン	2100
3	オルガン (電子オルガンを含む)、電子ピアノ	2100
4	カセットデッキ、ラジカセ	300
5	カラオケセット、カラオケプレーヤー	600
6	キーボード、ギター (アコースティック又はエレキ)	300
7	CDプレーヤー、レコードプレーヤー	300
8	ステレオ (旧一体式 (スピーカーは2本まで))	600
9	ステレオ (コンポ)・大 (高さ、幅又は長さが50cm以上 (スピーカーは2本まで))	600
10	ステレオ (コンポ)・小 (高さ、幅及び長さが50cm未満 (スピーカーは2本まで))	300
11	スピーカー・大 (高さ又は幅が50cm以上 (2本まで))	600
12	スピーカー・小 (高さ及び幅が50cm未満 (2本まで))	300

## (5) 家具類

番号	品目	金額
1	衣装ケース・大 (長持を含む)	600
2	衣装ケース・小	300
3	いす、回転いす、パイプいす、藤いす、座いす	300
4	応接いす (2人掛け以上)、ソファー (2人掛け以上)	1200
5	応接いす (1人掛け)、ソファー (1人掛け)	600
6	応接テーブル (応接机)・大 (幅又は長さが80cm以上)	600
7	応接テーブル (応接机)・小 (幅及び長さが80cm未満)	300
8	オーディオボード、オーディオラック、ステレオラック	900
9	押入ケース、押入だんす	300
10	掛時計	300
11	傘立て、スリッパラック、おもちゃラック	300
12	飾り棚	600
13	カラーボックス	300
14	キャビネット	300
15	鏡台 (ドレッサー)、姿見	900
16	下駄箱・大 (高さ又は幅が90cm以上)	900
17	下駄箱・小 (高さ及び幅が90cm未満)	600
18	コーナーボード、ローチェスト	900
19	サイドボード	1800
20	座敷机・大 (幅180cm以上)	1200
21	座敷机・中 (幅150cm以上180cm未満)	900
22	座敷机・小 (幅150cm未満)	600
23	食卓テーブル	900
24	書棚 (本箱)・大 (高さ又は幅が150cm以上)	900
25	書棚 (本箱)・中 (高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	600
26	書棚 (本箱)・小 (高さ及び幅が90cm未満)	300
27	食器棚、キッチンストッカー・大 (高さ又は幅が150cm以上)	1800
28	食器棚、キッチンストッカー・中 (高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1200
29	食器棚、キッチンストッカー・小 (高さ及び幅が90cm未満)	900
30	製図机	1200
31	整理だんす・大 (高さ又は幅が150cm以上)	1800
32	整理だんす・中 (高さ又は幅が90cm以上150cm未満)	1200
33	整理だんす・小 (高さ及び幅が90cm未満)	900
34	机 (両袖机、ライティングデスクを含む)	900
35	机 (片袖机を含む)	600
36	テレビ台・大 (幅60cm以上)	600
37	テレビ台・小 (幅60cm未満)	300
38	電話台、花台、ファクシミリ台	300
39	藤製家具・大 (高さ又は幅が100cm以上)	600
40	藤製家具・小 (高さ及び幅が100cm未満)、藤製収納ボックス	300
41	パイプハンガー・ファンシーケース	300
42	パソコンラック	900
43	ハンガーラック	300
44	文机	300
45	ベビーチェア (ハイアンドローを含む)、ベビーラック (コンビラックを含む)	300



# 家電4品目は収集方法が異なります

家電4品目はリサイクルが義務づけられており市では処分できません。一旦市が環境処理センターに集めた後、ポートアイランド等の集積所に持ち込むか、販売店が集めて、直接集積所に持ち込むことになります。**市が引き取る場合は、下記のリサイクル料金と手数料の合計額が必要です。**この場合、家電4品目を出される方が、①～②の手続きをした後申し込んでください。

- ①専用用紙(払込取扱票)に必要な事項(家電のメーカーNO、製品NO等)書込み、郵便局でリサイクル料を支払う。
- ②購入したリサイクル券を指定された場所(右側面上部)に貼る。

**電機商業組合芦屋支部加盟店に申し込んでいただくと買い替えの場合以外でも回収します。**

**下記のリサイクル料金と回収料金の合計額が必要です。**

この場合①～②の手続きも同時に処理してくれます。

## リサイクル料金

リサイクルにかかる料金	
エアコン	3,500円
テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円
洗濯機	2,400円

※メーカーにより料金が異なるものがあります。別途消費税、地方消費税がかかります。

## 販売店の回収料金(現行)

収集・運搬にかかる料金
販売店に表示されている料金 (販売店により異なります。) 3,000円～5,000円

## 電機商業組合芦屋支部

社(店)名	住所	電話
アイテック芦屋	業平町3-6	31-1041
アイテック芦屋浜	浜町10-8	22-5426
(株)アライ電化	船戸町3-6-101	22-9513
(有)エミヤデンキ	前田町3-10	22-4229
エミヤ商会	前田町3-9	23-4181
(有)北村電気商会	大原町4-14	34-2121
菊池電気芦屋店	大榎町1-13	31-3807
サクラヤデンキ	西山町10-2	22-2837
カクスウチデラジオ	若宮町4-9	22-5841
(有)立花電業	東山町30-4	31-1854
東洋テレビラジオセンター	茶屋之町6-12	32-1771
(有)山村電器	浜芦屋町1-10	34-1961
北村電気岡本店	岡本3丁目13-12	078-431-5686
ツネヨシ電器	深江北町1丁目6-29	078-412-3450
ムトウデンキ	魚崎北町3丁目12-10	078-411-1384
ミズトリ電気	西宮市北名次町2-16	0798-71-5519

## 芦屋市が引き取る場合の手数料

取扱区分	種別	手数料
市が収集する場合	冷蔵庫	6,900円
	エアコン、洗濯機	6,300円
	テレビ	4,200円
環境処理センターへ搬入する場合	冷蔵庫、エアコン、洗濯機	5,100円
	テレビ	3,600円

# 粗大ごみ処理券取扱店一覧表

粗大ごみ処理券は、芦屋市内のコープ、コープミニ、ダイエー、イタリアーノ、いかり、おだ、大松等のスーパーマーケットやセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、トゥデイ、ハートイン、アズナス、サークルK等のコンビニエンスストアにあります。下記の各店にも置いてあります。粗大ごみ処理券は、1枚300円です。他市にも同様の券がありますので、必ず「芦屋市」の粗大ごみ処理券を求めてください。

取扱店名	電話	住所
芦有開発株式会社	38-0001	奥池南町34-1
浜田商店	32-3578	朝日ヶ丘町1-23
朝日ヶ丘レックスマンション1号棟管理組合	32-1934	朝日ヶ丘町7-15
コート朝日ヶ丘管理組合	38-3239	朝日ヶ丘町13-28
日商岩井芦屋ガーデンヒルズ管理組合	34-2661	朝日ヶ丘町14-3
(有)立花電業	31-1854	東山町30-4
(有)倉橋商店	22-2660	東山町30-6
ミノヤ食料品店	22-4752	東芦屋町3-9
双葉屋	22-9218	東芦屋町13-11
ゾンネハイム芦屋自治会	32-5406	東芦屋町17-23
サクラヤデンキ	22-2837	西山町10-2
かね福青果食品店	22-4132	西山町11-8
リカーアンドコンビニエンス小阪	22-3203	三条町9-2
Yショップ吉田屋	22-5939	翠ヶ丘町7-28
増田米穀酒店	22-5551	大原町4-2
(有)北村電気商会	34-2121	大原町4-14
OA・文具 かしわい	22-5134	松ノ内町2-3
(有)イケダ不動産	32-3333	月若町5-12
マヤ美容室	22-0604	月若町5-12
(資)大和昭文堂	22-3760	月若町8-1
りかーわあるどなだい	22-4369	三条南町3-11
(株)丸与商店	22-8598	楠町3-13
アイテック芦屋	31-1041	業平町3-6
グリル業平(芦屋市民センター内)	31-1011	業平町8-24
(株)藤野工務店	31-2277	前田町4-11
つちや酒店	22-4814	清水町9-8
寺東米穀店	31-6302	茶屋之町3-8
東洋テレビラジオセンター	32-1771	茶屋之町6-12

取扱店名	電話	住所
上條酒店	22-1385	茶屋之町6-14
西本商店	22-3464	茶屋之町7-15
(株)堀萬昭堂	31-2727	大榎町6-5
芦屋市商工会	23-2071	公光町4-28
リサイクルブティックマーゴ	23-3378	公光町8-3
千五屋商店	32-1367	川西町13-6
永井酒店	22-0690	津知町2-17
スエヒロ文具店	22-0821	打出町1-15
樽井酒米穀店	22-2404	打出町2-6
フジカラーパレットプラザ打出店	25-1070	南宮町6-22
天久堂書店	31-1090	南宮町11-1
リサイクルキッズブティックビーンズ	25-5234	南宮町6-5
神井米穀店	22-1830	南宮町11-10
おぐらや酒店	22-3067	若宮町2-11
植竹リサイクルショップ	22-2528	若宮町2-13
カクスウチデラジオ	22-5841	若宮町4-9
高寺商店	22-9217	竹園町6-1
(株)サーブエステート	23-4050	精道町2-15
タカケンクリーニング取次店	23-2286	精道町4-13
かどや酒店	22-0285	大東町10-12
やさい家族藤田	22-0458	大東町10-12
田寺米穀・酒店	22-0079	浜町6-14
芦屋浜町アーバンプラザ	22-1486	浜町14-2
あわい食品	22-0217	伊勢町1-15
ワインショップ神井	31-0500	高浜町6-1
高浜町八番街区自治会	34-2605	高浜町8-1
市役所北館地下売店	38-2020	精道町7-6
ラポルテ市民サービスコーナー	31-3130	船戸町4-1



# 考えよう！ ペットの飼い方とマナー

## 飼い主としてのマナーを守りましょう！

犬や猫などの動物は、わたしたちの心をいやし、喜びや安らぎを与えてくれます。そして、ときには、生きていくうえで支えにもなる大切な存在。しかし、一方で、ふん尿、鳴き声、放し飼いなど、飼い主のマナー欠如によるトラブルや苦情もたくさん発生しています。ペットを飼っている人は、今一度、周囲に迷惑をかけていないか点検し、マナーを守った飼い方を心がけましょう。

### ■犬や猫を飼ったら！

●犬を飼うには、登録と狂犬病予防注射が必要です。

犬を飼った場合は、必ず予防注射を受けさせ、市に登録しましょう。又、鑑札と注射済票は必ず犬につけておきましょう。鑑札がついていれば、犬が迷子になったときも、飼い主を調べるのが出来ます。

●登録を済ませた犬が死亡したり所有者や所在地が変更した場合は届出が必要です。

●犬や猫は責任をもって終生飼います。もし、どうしても飼えなくなった場合は、新に飼い主を見つけるよう努力しましょう。

●必要のない子犬や子猫は増やさないようにしましょう。

●子犬や子猫を増やすつもりが無い場合は、不妊去勢手術を受けさせましょう。適正な管理を心がけましょう。



犬の運動・散歩時のフンは必ず後始末をしましょう。運動・散歩の前に排便・排尿を済ませるのが理想的です。

犬の鳴き声に注意を！ 特に、夜間や早朝の犬の鳴き声は、飼い主は気にならなくても、周囲の人には迷惑になる場合がありますので、普段から、正しいしつけを心がけましょう。

### ■猫にえさを与える前に

―他人に迷惑をかけるため―  
「おなかをすかしている野良猫にえさをあげたい」という気持ちは人として誰もがもっている大切な気持ちでしょう。安易な気持ちでえさを与えた結果不幸な猫をどんどん増やしてしまうということにつながりかねません。また近所に迷惑をかけるにつづけることにもなるでしょう。猫ずきな人が猫嫌いをつくるともいわれる理由です。



えさを与えているだけで猫を飼っていると考えるでしょうか。あなた自身が責任をもって一生世話ができるかどうか、えさを与える前にもう一度よく考えてみてください。

## 犬・猫の引き取り制度

兵庫県動物の保護及び管理に関する条例では、動物がみだりに繁殖して飼主としての責任が果たせない恐れがあるときは、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。

また、生まれた子犬や子猫を、飼えないからといって安易に捨てることは決して許されることはありませんし、動物への虐待として罰せられることがあります。

そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用してください。

### ■犬の引き取り

●日時

火曜日 午前九時～正午  
木曜日 午後一時～五時

※祝日の場合は除きます。

●場所

兵庫県動物愛護センター

詳細はお問い合わせください。

●費用

生後九日以上以上の犬は、一匹につき一、七〇〇円。

生後九〇日以下の犬は、一〇匹まで一、七〇〇円。

●持参するもの

①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票  
ただし、生後九〇日以下の犬は不要です。

### ■猫の引き取り

●日時

偶数月(四月・六月・一〇月・十二月)の第三水曜日 午前九時三〇分～一〇時(ただし、八月と平成一六年二月は第四水曜日に変更します。)

●場所

市役所南館玄関横

●費用

生後九日以上以上の猫は、一匹につき一、七〇〇円。

生後九〇日以下の猫は、一〇匹まで一、七〇〇円。

※飼主のいない拾得猫は無料です。

※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、毎週水曜日午前一〇時～一時

●問い合わせ

兵庫県動物愛護センター

☎06-6432-4599

### ■死獣の引き取り

●手続き

●開庁日 午後二時三〇分までに市環境管理課(☎2050)へご連絡ください。

●閉庁日 市役所(☎2121)へご連絡ください。

※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(一二時から一二時四十五分を除く)に環境管理課までお越しください。

●用意するもの

飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。

●引き取り

●開庁日 午後二時三〇分から四時まで職員が引き取りに伺います。

●閉庁日 土・日曜日の場合は、月曜日の午後二時三〇分から四時までに引き取りに伺います。

●費用

飼主のいる動物  
大型犬等(動物) 一匹 三、〇〇〇円  
中型犬等(動物) 一匹 二、五〇〇円  
小型犬等(動物) 一匹 二、〇〇〇円

## 芦屋市立「あしや温泉」のご案内

平成7年12月のオープン以来、神経痛や疲労回復等に効果があることから、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

温泉水も、1回20リットルまで無料で持ち帰る事が出来ます。

●営業時間 午後2時～午後10時まで

●休業日 ・毎週火曜日及び毎月第1・3水曜日

ただし、当日が国民の祝日に当たるときは除く。

・1月1日～1月3日まで

●設置場所 呉川町14番10号 Tel 32-0204

●温泉水の持ち帰り時間は、午前11時から午後7時まで。

入浴料(円) ※7月1日から料金が変わります。なお、洗髪料を廃止します。

利用者の区分	6月30日まで		7月1日から
	入浴料	洗髪料	入浴料
12歳以上65歳未満の者(市内) 12歳以上の者(市外)	280	30	340
65歳以上の者(市内) 12歳以上の心身障害者(児)(市内)	200	20	240
6歳以上12歳未満の者(市内・市外)	120		130
6歳以上12歳未満の心身障害児(市内)	80		80
6歳未満の者(市内・市外)	60		60
6歳未満の心身障害児(市内)	40		40



# 6月は環境月間

# はじめています。地球にやさしい新生活

六月は環境月間です。平成三年度から、環境保全に関する認識と行動を促進するため、この六月を「環境月間」として設定されました。また、兵庫県では、環境月間にあわせ、六月を「自動車公害防止月間」として位置付けています。そこで、私たちが乗っている自動車が環境に与える影響を再認識し、まずは、環境に配慮した車の利用を考え、自動車社会のあり方を見直してみませんか。

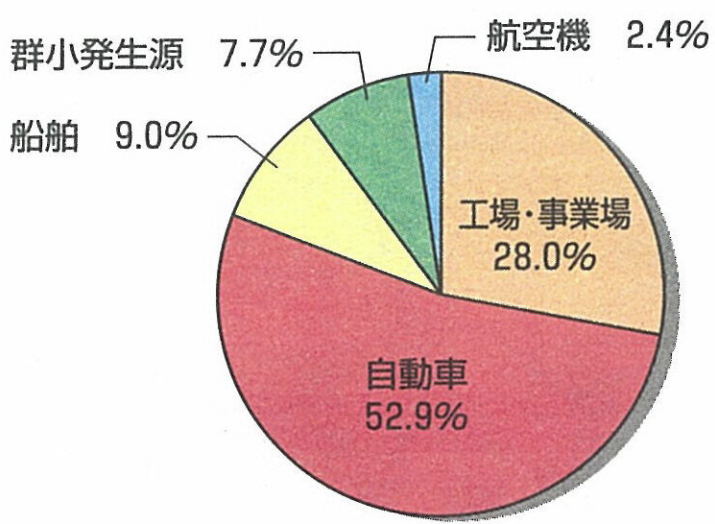
問い合わせ 環境管理課 ☎2051

## 自動車と大気汚染

大気汚染の発生源として、工場・事業場はもちろん、船舶のほか、ビルや家庭の暖房までいろいろありますが、現代社会にとってはなくてはならない自動車も主な発生源になっていきます。

特に、自動車の排出ガスに含まれる大気汚染物質のうち、「窒素酸化物」と「浮遊粒子状物質」が問題となっており、阪神間の「窒素酸化物」の約五割(図1)が自動車から排出されています。

図1 窒素酸化物の発生源別排出量(平成9年度)



出典：兵庫県

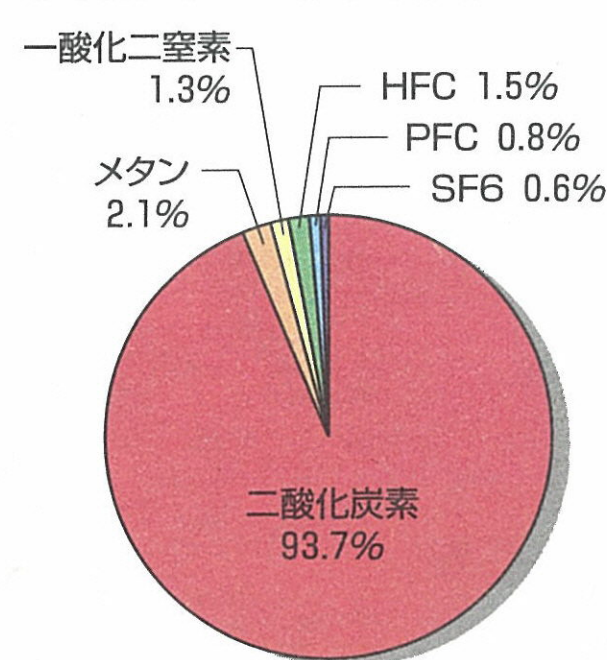
これら「窒素酸化物」等の排出が、「光化学スモッグ」の発生や、雨に汚染物質が取り込まれて生じる「酸性雨」の原因の一つともされています。

これからは、私たちが自動車の使用を控えたり、環境に気づかずに車を運転してしまっているなど、環境のことを考えた車のつきあい方を心がける必要があります。

## 自動車と地球温暖化

地球温暖化を引き起こす主な原因として、自動車の排出ガスがあります。これは、石油などの燃焼によって二酸化炭素などが排出され、温暖化を進行させています。(図2)

図2 地球温暖化への直接的寄与度(1999年単年度)



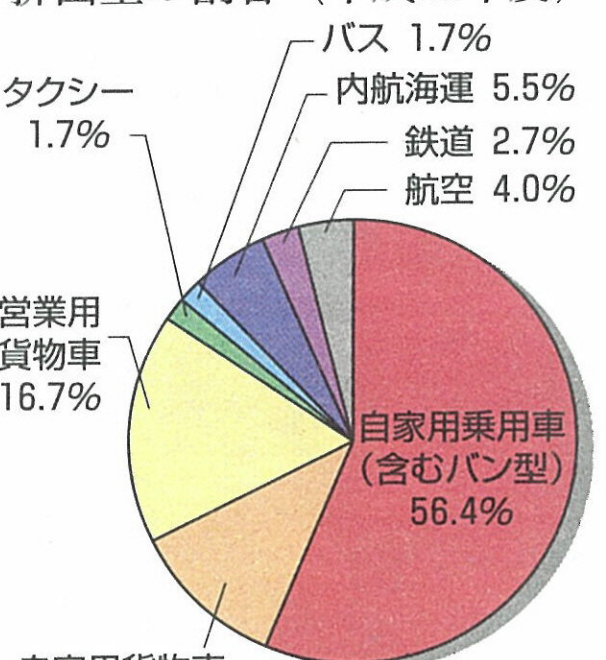
出典：環境省

わが国では、身近な交通手段である自家用自動車の台数が一九九〇年から一九九九年の間に四六%増加し、それに伴い、走行量が四〇%も増加しています。

これらの結果として、自家用自動車の二酸化炭素の排出が三五%増加しており、二酸化炭素排出量増加の最大の要因となっています。

また、輸送機関別の二酸化炭素の排出量でも、自家用自動車が五六・四%(図3)を占めています。

図3 輸送機関別二酸化炭素排出量の割合(平成11年度)



出典：国土交通省

## 自動車と光化学スモッグ

光化学スモッグは、自動車の排出ガスに含まれる「窒素酸化物」等が、強い太陽光線を受けると光化学反応を起こして「オキシダント」を生成し、この物質によるスモッグのことをいいます。

この光化学スモッグは、「目がチカチカする」「のどがいがらっぽい」など目や気管支に刺激を与えるほか、頭痛や吐き気などの症状が出る場合があります。

### どんなときに発生するの？

気温が高く、比較的に日差しが強く風の弱い日に発生しやすくなります。特に、遠くの山がいつもより見えにくいなど、もやがかかったような視界の悪い日には、注意しましょう。

### スモッグが発生したときは？

十月十七日までの間、光化学スモッグ「予報」や「注意報」などを発令し注意を呼びかけます。

この場合、学校園などの公共施設に広報旗や広報板を掲げます。

### 発令されたときの注意は？

- ◎屋外での激しい運動は避け、屋内に入りましょう。
- ◎目やのどが痛くなったときには、洗眼やうがいをして、しばらく安静にしてください。
- ◎症状がひどくなった場合は、医師の診察を受けてください。



### お願い

光化学スモッグが発生したときは、自動車の使用は控えてください。

## 毎月二十日はノーマイカーデーにご協力を

今日、自動車は日常生活や経済活動を支えるうえで、必要不可欠なものです。この便利な自動車も排出ガス等によって種々の環境問題を起こしています。

そこで、毎月二十日を「阪神地域ノーマイカーデー」として、マイカー通勤の自粛などの自動車使用の抑制を図るほか、アイドリング・ストップ運動等の環境に配慮した自動車の運転の普及を呼びかけています。特に、六月は自動車公害防止月間でもあるため、阪神地域ノーマイカーデー強化月間として取り組んでいます。

ノーマイカーデー当日は、自動車の利用を控え、特に通勤には、電車・バス・自転車などを利用しましょう。

また、近くの買い物などには、徒歩や自転車で行き、遠くへの外出には公共交通機関を使いましょう。

## 環境に配慮した利用方法20か条



レッスン1 くるまに乗りないようにしてみる	
第1条	「公共交通機関」を活用しよう!
第2条	少しの距離は「徒歩・自転車」を利用しよう!
第3条	「パークアンドライド・相乗り」を実践しよう!
第4条	自動車使用時はもっと「合理化」をすすめて!
第5条	輸送手段には「鉄道・船舶」をもっと活用しよう!
第6条	互いに協力して「共同輸配送」をしよう!
第7条	「ジャストインタイム」を見直して効率的な配送をしよう!
第8条	会社には「ノーマイカー通勤」をしよう!
第9条	毎月20日の「ノーマイカーデー」を実践しよう!
レッスン2 クリーンなクルマに乗ってみる	
第10条	「低公害車」を使ってみよう!
第11条	「ディーゼル車よりもガソリン車」を選ぼう!
第12条	ガソリン車なら「低NOx車」を選ぼう!
第13条	ディーゼル車なら「副室式車・最新規制適合車」を選ぼう!
レッスン3 環境に気づかってくるまを運転してみる	
第14条	「必要以上のアイドリング」をやめよう!
第15条	「点検整備」は確実にしよう!
第16条	「迷惑駐車」は絶対にやめよう!
第17条	エアコンの利用は控えめ、こまめに調節しよう!
第18条	いらぬ荷物を「積み出し」にしないようにしよう!
第19条	「急発進・急加速」をやめよう!
第20条	大型車は「市街地を避けて」運転しよう!

※パークアンドライドとは、都心部へ乗り入れる鉄道の郊外駅等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車(パーク)させ、公共交通機関への乗換え(ライド)を促すシステム。  
※ジャストインタイムとは、「必要なものを、必要なときに、必要なだけ」を輸送すること。

## 駐車中は「アイドリング・ストップ」の実行を

Q アイドリング・ストップって何?

A 自動車を駐車させているときのエンジンのかけっぱなし(アイドリング)をできる限りやめようということです。

Q アイドリング・ストップをすれば、燃料をどれくらい節約できるのですか?

A ガソリン乗用車では、十分間のアイドリングを止めれば、約〇・一四リットルの燃料の節約と約九十%の二酸化炭素の排出削減になります。

荷物の積み下ろしや人待ちしているときなどは、アイドリング・ストップを実行することで燃料を節約し、ガソリンなどの消費量を少なくすることが、地球温暖化の防止に役立ちます。